平成２１年（フ）第６９号
福岡県直方市大字下境1915番地３
債務者　松本　孝幸
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８１号
福岡県直方市大字山部838番地５、申立時の住所福岡県直方市大字山部838番地８
債務者　大角　滿喜
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３７号
長崎県対馬市上対馬町玖須623番地４
債務者　玖須富士男
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
大分県別府市大字鶴見4182番地の１　ディアス五反Ａ202号
債務者　小倉　　幸
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０８号
大分県別府市天満町11番７号　アサヒアパート２－Ｃ号
債務者　阿部　喜朗
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６１２号
大分市大字関園527番地
債務者　杉本はま子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６３５号
大分市大字永興377番地　コーポ藤下302
債務者　井上大太夫
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第９３号
福岡県豊前市大字松江926番地
債務者　土井万亀二
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
長野県飯田市山本586番地１　リステル山本３号
債務者　滝澤　　洋
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２４号
長崎県平戸市岩の上町1235番地
債務者　馬込　　浩
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
長崎県松浦市今福町北免2009番地577
債務者　岡　　俊雄
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
長崎県平戸市生月町里免3293番地１　市営代作住宅Ａ棟６号室、従前の住所長崎県平戸市生月町壱部4472番地２
債務者　竹崎　洋子（旧姓有浦）
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０７５号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅12棟303号
債務者　岩島　三穂（旧姓江田）
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３７号
横浜市金沢区並木２丁目12番13―404号
債務者　松野　吉伸
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５８２号
横浜市南区高砂町２丁目25番地４　クリオ吉野町壱番館４
債務者　山田　佳子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０５号
神奈川県大和市西鶴間１丁目18番11号セザール第二鶴間105号
債務者　小笠原澄江
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０９号
横浜市旭区市沢町1133番地４　パラシオ202
債務者　田崎　修央
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部